

平成26年度
高等学校道德教育推進協議会

資料

平成26年7月31日(木)
広島県庁本館講堂



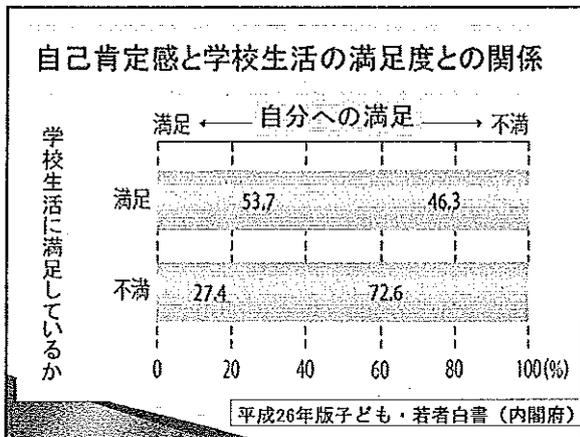
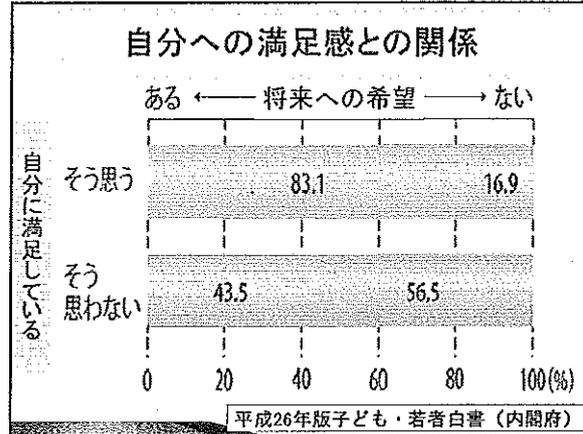
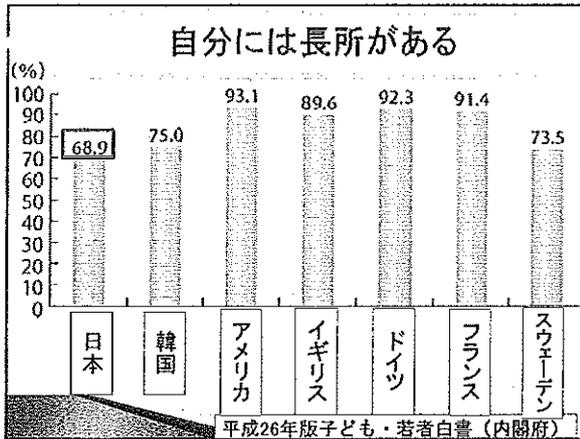
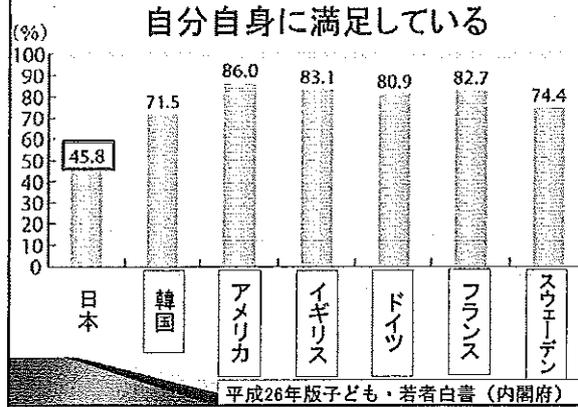
全体説明

平成26年度高等学校道徳教育推進協議会

全体説明

高等学校における道徳教育の現状と
今後の方向性

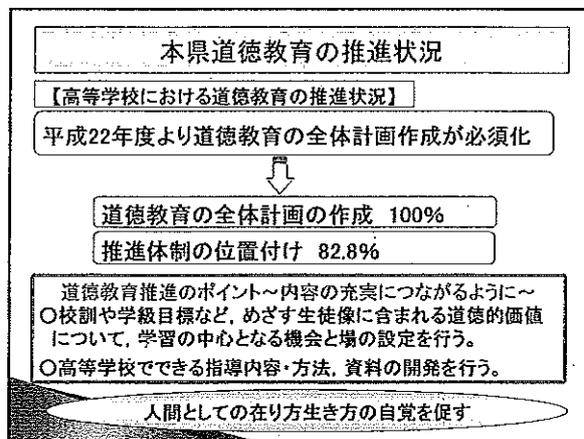
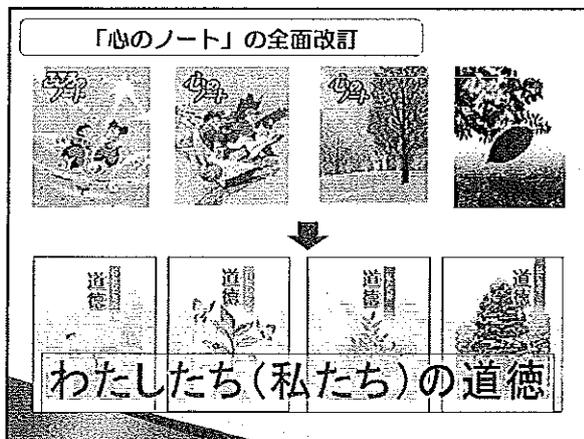
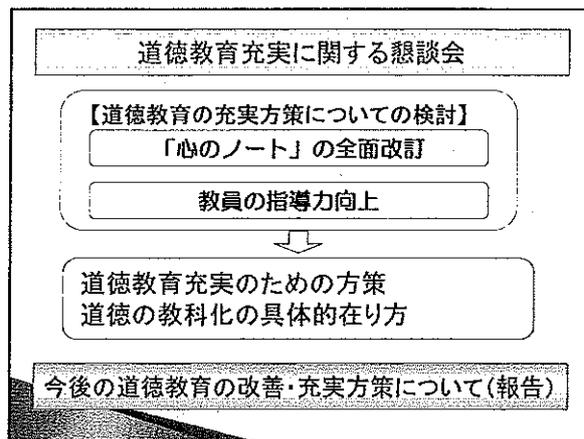
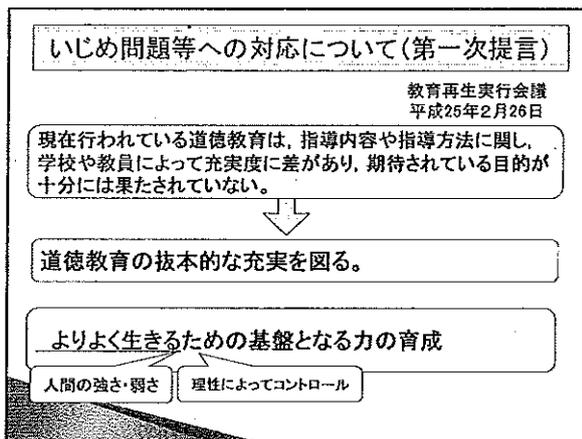
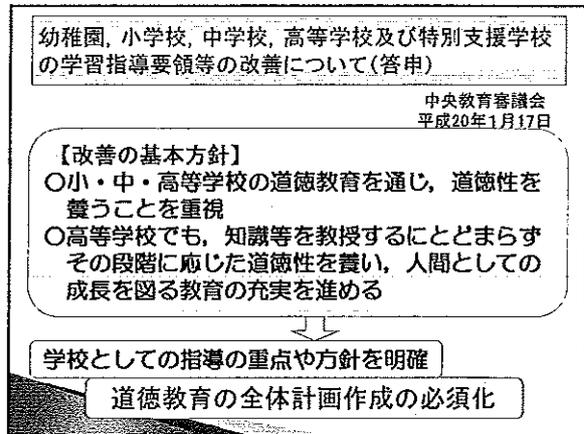
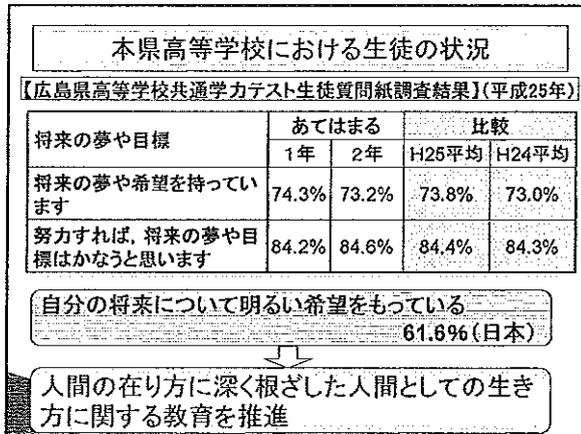
平成26年7月31日(木)
広島県庁本館6階 講堂

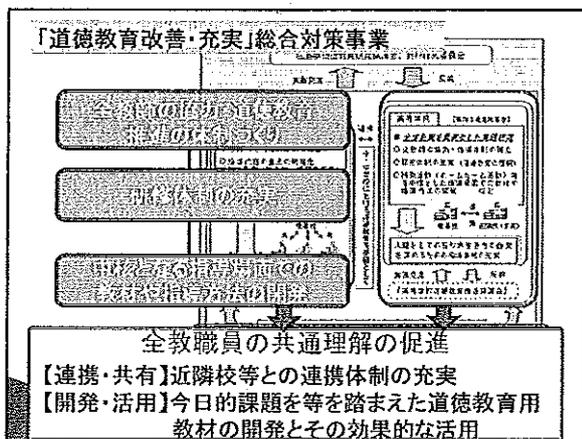
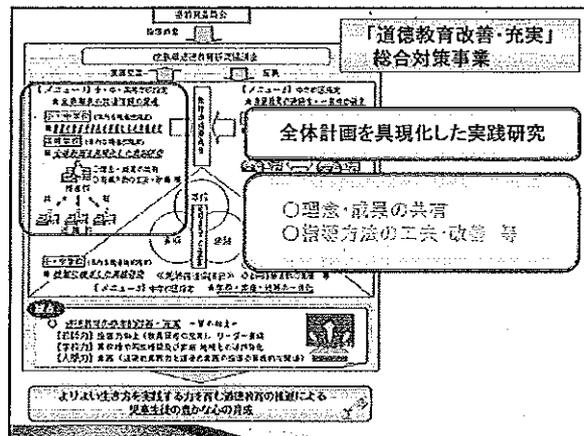
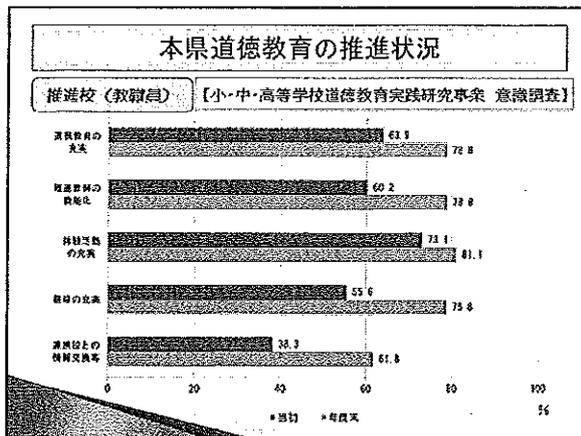
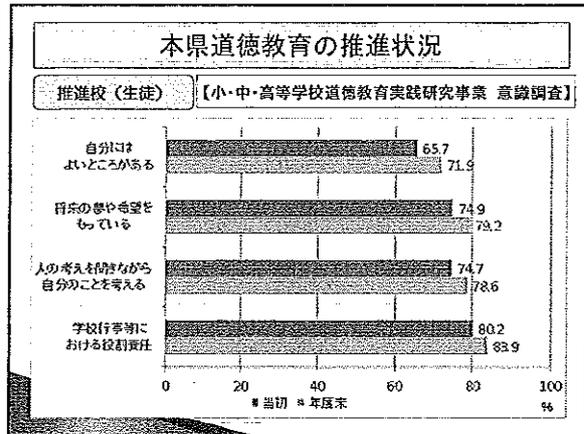
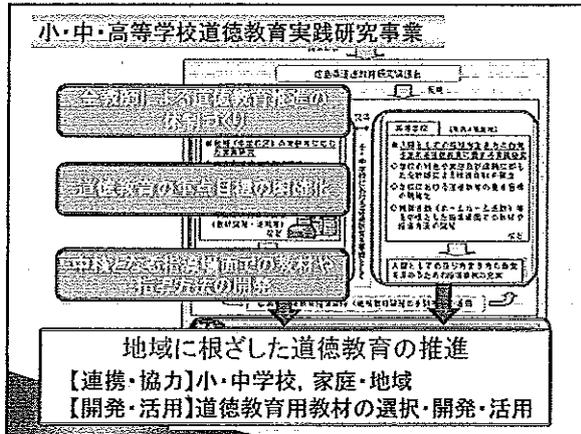


本県高等学校における生徒の状況

【広島県高等学校共通学力テスト生徒質問紙調査結果】(平成25年)

人間関係	あてはまる		比較	
	1年	2年	H25平均	H24平均
家の人は、自分のことをよくわかってくれています	87.6%	87.2%	87.4%	85.9%
あなたをよくわかってくれる友だちがいます	93.7%	93.5%	93.6%	92.6%
あなたをよくわかってくれる先生がいます	67.9%	69.3%	68.6%	65.8%
自分のよさは周りの人から認められていると思います	67.7%	69.4%	68.6%	65.2%





実践発表

大竹高等学校



1 大竹高等学校の概要

広島県西部の大竹市にあり、今年度で94年目を迎える
校訓 自主協調 誠実責任 各学年5クラス
アメリカハワイ州オアフ島のカラヘオ高校と姉妹校提携
平成9年度に総合学科を設置 全日制高等学校

2 生徒の実態

学校全体も落ち着き、部活動や進路において目標を持って努力をする生徒が見られるようになってきた。しかし、自己肯定感が高くないなど、生徒は様々な課題を抱えていることが考えられる。

3 本校のめざす生徒像

- 自立心や自律性、生命を尊重する心を持った生徒
- 勤労観や達成感を育み、社会貢献できる生徒
- 自己肯定感を高め、高い志を持った生徒

4 研究主題

「地域に信頼される教育活動を推進し、高い志を持ち、将来、社会に貢献できる立派な人材を育てる道徳教育の創造」

5 研究仮説

花いっぱい運動を通して、社会貢献の精神を養うとともに勤労観や達成感を育み、特別活動〔ホームルーム活動〕において、振り返る場を設けることにより、互いの頑張りを認め合い、自己肯定感を高め、自立心や自律性、生命を尊重する心を持った生徒を育てることができるであろう。

6 検証の指標及び達成目標

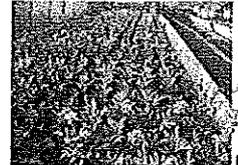
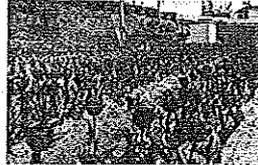
●自分にはよいところがあると思う
生徒意識調査において75%以上

●特別活動〔ホームルーム活動〕などでは
互いを信頼し話し合
い、励まし合って、
よりよい学級生活を
つくろうとしている。
生徒意識調査において
80%以上



7 取組内容

- 研究計画・・・全校生徒や生徒会のかかわり
- 推進体制・・・担当者を中心として
- 花いっぱい運動・・・連携をキーワードに
- 授業において・・・研究計画への位置付け



実施時期	内容及び方法	全校生徒	生徒会	授業
4月	クラインガルテン開園式(大竹中学校、大竹、木町保育所、社会福祉施設、自治会との連携)		生徒会長挨拶	農業科「華花」の授業で実施
5月	生徒意識の実態調査の実施・分析、資料整理			
6月	学校内でのヒマワリ定植「燃れる事、不真面目な態度も教育内容」生徒への意識調査	生徒委員の実態調査 担任は生徒の様子を把握と記録に努めておく	生徒会の輪化委員会活動	農業科科目で種から苗の生産(4月～6月)
6月～7月	各クラスで担当区域の管理(水やり、花の手入れ、除草など)水やり	各クラスで担当区域の管理(水やり、花の手入れ、除草など)水やり	各クラスで担当区域の管理(水やり、花の手入れ、除草など)水やり	各クラスで担当区域の管理(水やり、花の手入れ、除草など)水やり
6月	子育て支援センター、大竹保育園と本町保育所、大竹駅前花壇、駅前交番、大竹市役所等へのヒマワリと草花の定植		駅前花壇に大竹中学校と連携しヒマワリと草花を定植	子育て支援センター、大竹保育園と本町保育所へのヒマワリと草花の定植を農業科の授業で実施

実施時期	内容及び方法	全校生徒	生徒会	授業
9月	学校内でのコスモス定植「ひまわりの時と何が違ったか？」	ひまわりの時との生徒の様子に違いがあるか?生徒の姿勢を促せる。	生徒会の輪化委員会活動	農業科科目で種から苗の生産と学校内でのコスモス定植の準備【土づくりとプランター内の除草と施肥】(8月～9月)
9月	生徒への意識調査	定植時の態度・苗に關する思い・今後の活動について	花いっぱい運動にかかわっての話し合い	フィードバック
9月	取り組みの振り返り、道徳的意識の変化の確認	ひまわり・コスモスの意識調査、担当の様子を比較	意識調査を受けて話し合い	意識の変化の確認 取り組みの振り返り【特別活動ホームルーム活動】 学習に關わっての姿勢【農業科科目】
9月～12月(予定)	外部講師を招聘しての教員研究会(道徳教育(地域連携))の実施		フィードバック	

実施時期	内容及び方法	全校生徒	生徒会	授業
9月～12月(予定)	外部講師を招聘しての教員研究会(道徳教育(地域連携))の実施			
9月	子育て支援センター、大竹保育園と本町保育所、大竹駅前花壇、駅前交番、大竹市役所等へのコスモスと草花の定植		駅前花壇に大竹中学校と連携しコスモスと草花を定植	子育て支援センター、大竹保育園と本町保育所へのコスモスと草花の定植を農業科の授業で実施
10月	サツマイモ収穫、大竹保育所との連携(大竹保育所、本町保育所との共同実施)			サツマイモ収穫、大竹保育所との連携(大竹保育所、本町保育所との共同実施)実習の実施
12月	総合的な学習の時間における地域連携(小方小学校と共同学習)第1学年			総合的な学習の時間における地域連携(小方小学校と共同学習)第1学年の実施
12月	ダイコン、ハクサイ、キャベツの収穫、大竹保育園と本町保育所との連携(大竹保育所との共同実施)			ダイコン、ハクサイ、キャベツの収穫、大竹保育園と本町保育所との連携(大竹保育所との共同実施)【土づくりと施肥と施肥】
1月	農業花壇製作、チューリップの定植実施(大竹中学校との共同実施)			農業花壇製作、チューリップの定植実施(大竹中学校との共同実施)【土づくりとプランター内の除草と施肥】
1月	生徒意識の実態調査の実施・分析、資料整理 研究のまとめ		生徒委員の実態調査	

道徳教育の推進体制

教務部
各教科・科目において実践されているか、可能な内容であるか、点検する。

進路指導部
自己肯定感・自己存在感を育成し、進路形成に生かす。

生徒指導部
規則や決まりを指導する上で、わかりやすい表現で伝え、理解させる。

生徒会
部活動を通じ、集団への所属を自覚させ、達成感や自己肯定感を養う。

花いっぱい運動

キーワード「連携」

- 地域
- 異校種等
 - ・保育所
 - ・小学校
 - ・中学校



農業科「グリーンライフ」

農業科と地元の自治会
大竹駅前花壇の土づくりと除草、整備
サルビアとマリーゴールドの定植

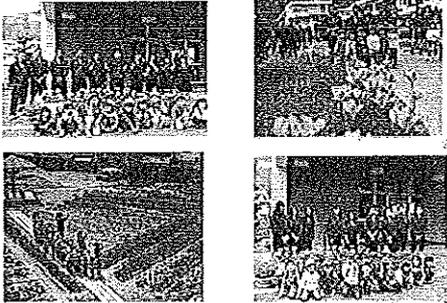


ひろしま満点ママ テレビ取材
平成24年9月5日(水)放送 TSS



農業科「草花」

クラインガルテン開園式、春の集い
(大竹保育園、自治会との連携)



保育園の連携 草花の定植



芋ほり体験



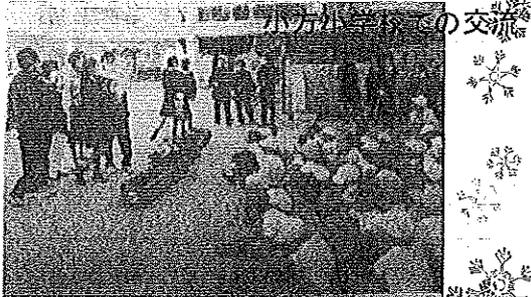
小学校との連携 「産業社会と人間」

小方小学校と交流
キャベツやハクサイ、ジャガイモ、大根などの育て方を小学生に分かりやすく伝えるために紙芝居を作成し、育てた苗を見せて説明しました。大根の種を小学校の畑と一緒に植えました。



高校生1年生

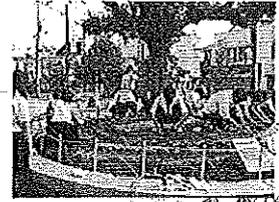
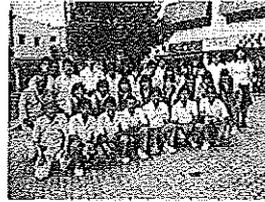
10月9日



連携交流(農業の活動)を通して
中国新聞で紹介

中学校との連携 【生徒会】

大竹中学校と地元の方々と
大竹駅前花壇の整備とヒマワリの定植



授業において

- 農業科
 - ・「草花」
 - ・「グリーンライフ」
- 産業社会と人間
- 特別活動〔ホームルーム活動〕

校内美化 農業科「草花」

パツターを玄関前に定植



特別活動

全校生徒による「ヒマワリ2013」



全校生徒による「コスモス2013」

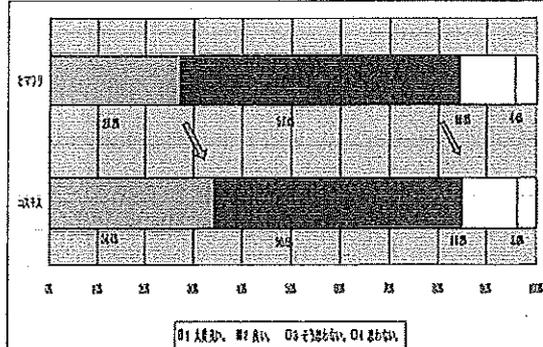


特別活動〔ホームルーム活動〕

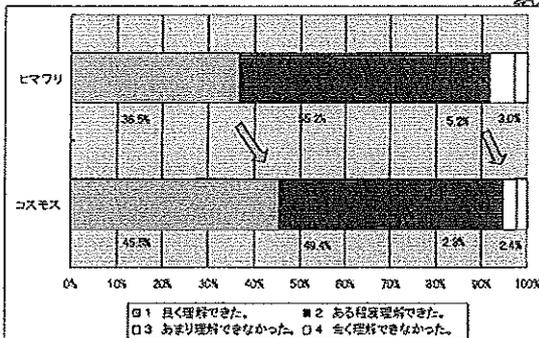
「ヒマワリ2013」、「コスモス2013」を振り返って
～全校生徒のアンケートから～



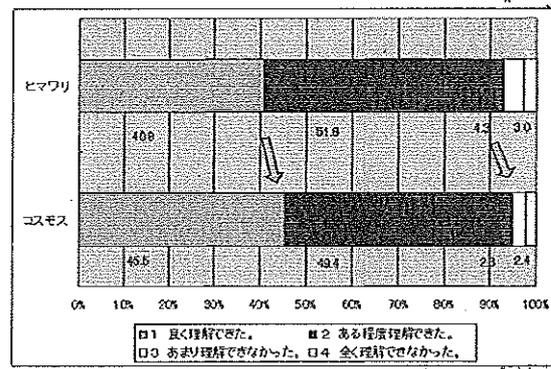
花いっぱい運動についてどう思いますか。



クラスで協力する大切さを理解し、クラスの分担区域をきれいにできましたか。



命（花）を育てることの大切さを理解できましたか。

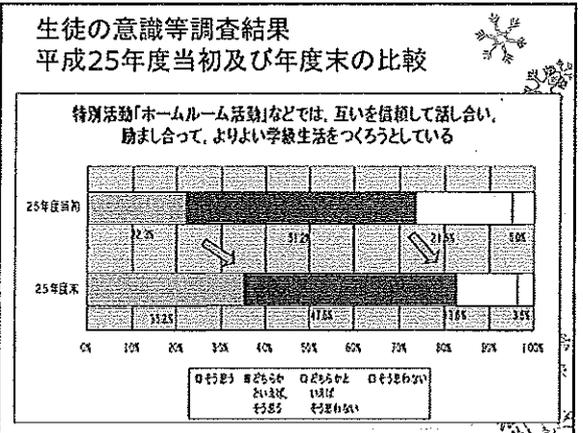
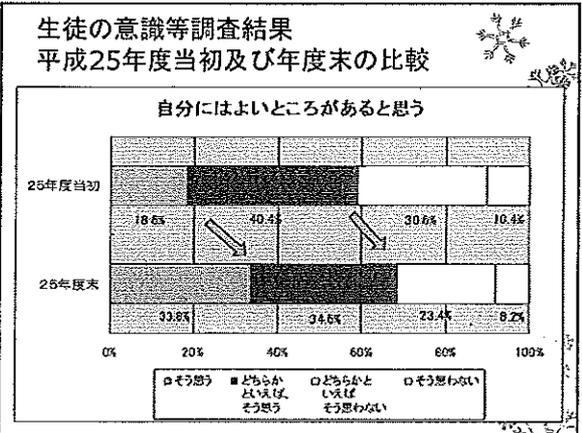
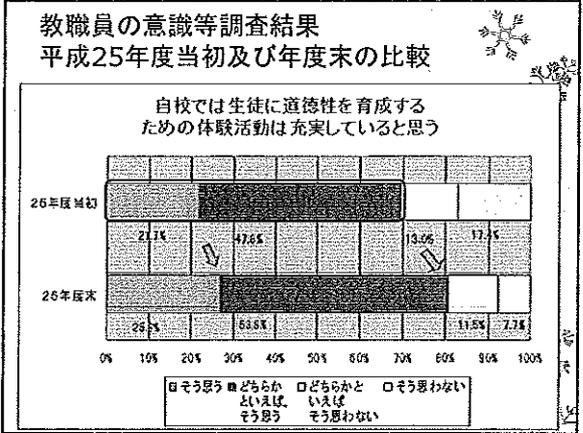
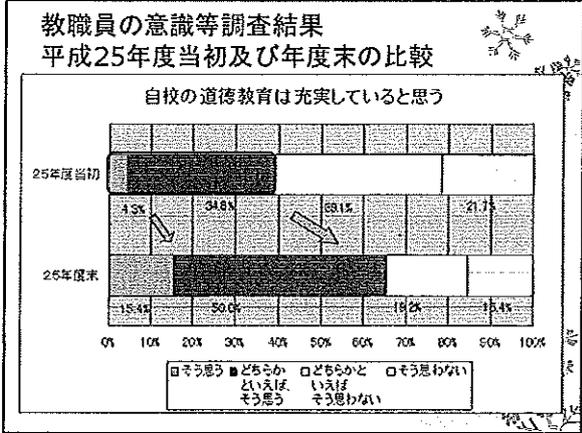


「ヒマワリ2013」「コスモス2013」の取組を通して学んだことがありますか。

真剣に取り組む人とそうでない人。大変さ。協力の大切さ。みんなで取り組む楽しさ。暑かったが協力し合えた。命の大切さ。みんなで真面目に新しい命を育てることに取り組むのは素晴らしい。継続の大切さ。協調性の大切さを改めて痛感した。花も一生懸命生きていること。命の大切さ。花はきれい。花を育てるのはみんなの協力が不可欠。花がきれいだと学校もきれいに見える。

「ヒマワリ2013」「コスモス2013」について自由に意見を書いてください。

みんなが頑張ったのですごいと思う。大変だけれど続けることに意味がある。よい活動なので続けてほしい。まじめに取り組んでいる生徒とそうでない生徒とのギャップ。花はきれいだと思う。みんなで暑いときにやるとすごく楽しい。大変だけれども大切なこと。花をそだてるのは気持ちのいいものである。暑かったけれど全体での行事があるのは良いことだ。いい取り組みだと思う。皆でひとつのことをやるのは楽しい。学習や交流ができても良い活動。



- ### 【成果】
- 自他の生命の尊さや生きることの素晴らしさについて自覚を深めることができた。
 - 特別活動〔ホームルーム活動〕を道徳性の育成の視点をもって全学年で実施できた。
 - 勤労観や達成感を持った生徒が育ち、自己肯定感を高めることができた。
-

- ### 【課題】
- 全教職員で道徳教育を推進するための推進体制の機能化
-

道徳教育の推進体制

教務部
各教科・科目において実践されているか、可能な内容であるか、点検する。

進路指導部
自己肯定感・自己存在感を育成し、進路形成に生かす。

生徒指導部
規則や決まりを指導する上で、わかりやすい表現で伝え、理解させる。

生徒会
部活動を通じ、集団への所属を自覚させ、達成感や自己肯定感を養う。

道徳教育推進体制

生徒指導部に推進担当を配置し、校長の指導により、教頭、事務長、各分掌、学年主任、教科主任が連携しながら進める。

全校生徒 特別活動 「ヒマワリ2014」全校生徒

全員の自覚を高める工夫

「ヒマワリ2014」の準備
や今までの取組みを紹介
生命の尊さや生きることの素晴らしさについて自覚を深める。

今後に向けて

命を育てる心 高い志 地元とのさらなる連携
道徳性育成の視点を持って継続的な実践

春 秋 冬

自立心や自覚性、生命を尊重する心を育む道徳教育

広島県立大竹高等学校

研修報告

河 内 高 等 学 校

平成26年度高等学校道徳教育推進協議会

道徳教育全体計画の 評価・改善に向けて

～ 広島県立河内高等学校の場合 ～

心美ちゃん



体健くん

学校の概要

・普通学科 2クラス



学校経営計画の作成について

- ① 客観的なデータ分析に基づき、
- ② 学校長の経営方針のもと、
- ③ 全教職員が参画意識を持って

学校経営計画の作成に関わる

分析したデータ

- ・ (出身中学別) 入学者の推移
- ・ オープンスクール 参加者数の推移
- ・ 生徒指導上の諸問題の推移
(問題行動発件数・中途退学者数)
- ・ 共通学力テスト 通過率の推移
- ・ 進路希望状況の推移 など

具体的データの一例

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
問題行動 発件数	70	64	48	37	36
中途退学者数	39	48	17	17	16

育てたい生徒像

客観的データ分析と
校訓「心美体健」から

- ・ 「いきいき」と夢と希望を語る生徒
- ・ 「はつらつ」とチャレンジする生徒
- ・ 「さわやか」に他人に接する生徒

道徳教育全体計画の作成

- ① 校訓, 学校の教育目標・育てたい生徒像をもとに,
 - ② 道徳教育の重点目標を定め,
 - ③ 全教職員が参画意識を持って
- 道徳教育全体計画の作成に関わる

校訓

学校の教育目標・育てたい生徒像

道徳教育の重点目標

各教科

分掌

学年

全体計画の見直し

現在の課題

- ・「学校の教育目標」「育てたい生徒像」「道徳教育の重点目標」「学年目標」がリンクしていない。
- ・「学年目標」が道徳教育の視点に校られていない。
- ・国際交流や部活動等の活動が位置づけられていない。
- ・各教科の目標が漠然としている。

改善策

育てたい生徒像

「いきいき」
「はつらつ」
「さわやか」

道徳教育の重点目標

リンク
させる

道徳教育の学年目標

道徳教育の重点目標

「いきいき」と
リンク

- ① 自他を尊重し, 相互に認め合い, 高め合う態度を育てる。
- ② 生命を大切にし, 美しいものに素直に感動できる心を育てる。
- ③ 規範意識を高め, よりよい社会づくりをめざす態度を育てる。

- ④ 規範意識を高め, よりよい社会づくりを目指す。「さわやか」
- ⑤ 自己を理解し, 夢と希望をもって, 自己の向上を図る心を育む。「いきいき」
- ⑥ 自他の生命を尊重し, 相互に認め合い, 協調して物事に取り組む。「はつらつ」

道徳教育の学年目標（検討前）

学年目標	
1 学年	・ 基本的生活習慣の定着を図る。
	・ 基礎学力の定着を図る。
	・ 進路意識を持たせる。
2 学年	・ 基本的生活習慣を確立する。
	・ 基礎学力の定着と向上を図る。
	・ 進路意識を明確にする。
3 学年	・ 望ましい生活習慣を確立する。
	・ 基礎学力のさらなる向上を図る。
	・ 希望進路を実現させる。

道徳教育の学年目標（検討後）

道徳教育の学年目標	
1 学年	・ 基本的生活習慣を確立する。
	・ 自己理解を進め、自己目標を見つける。
	・ 自己肯定感を育む。
2 学年	・ 規範意識を身につける。
	・ 自らの夢の実現のために、努力する。
	・ 自己有用感を育むとともに、他者を尊重する態度を身につける。
3 学年	・ 規範意識を高め、社会性を確立する。
	・ 夢を実現し、さらに向上させる態度を身につける。
	・ 生命を尊重する態度を確立するとともに、他者と協調して物事に取り組む。

全体計画の改善案

年度	1 学年	2 学年	3 学年
道徳教育	基本的生活習慣の定着を図る。	基本的生活習慣を確立する。	望ましい生活習慣を確立する。
基礎学力	基礎学力の定着を図る。	基礎学力の定着と向上を図る。	基礎学力のさらなる向上を図る。
進路意識	進路意識を持たせる。	進路意識を明確にする。	希望進路を実現させる。

心身健康短歌コンラスト

人生を歩むとき、心身健康を大切にしたい。健康な心と体で、夢を叶えたい。

健康な心と体で、夢を叶えたい。

夏祭りに参加

夏祭りに参加して、家族と一緒に楽しむ。

夏祭りに参加して、家族と一緒に楽しむ。

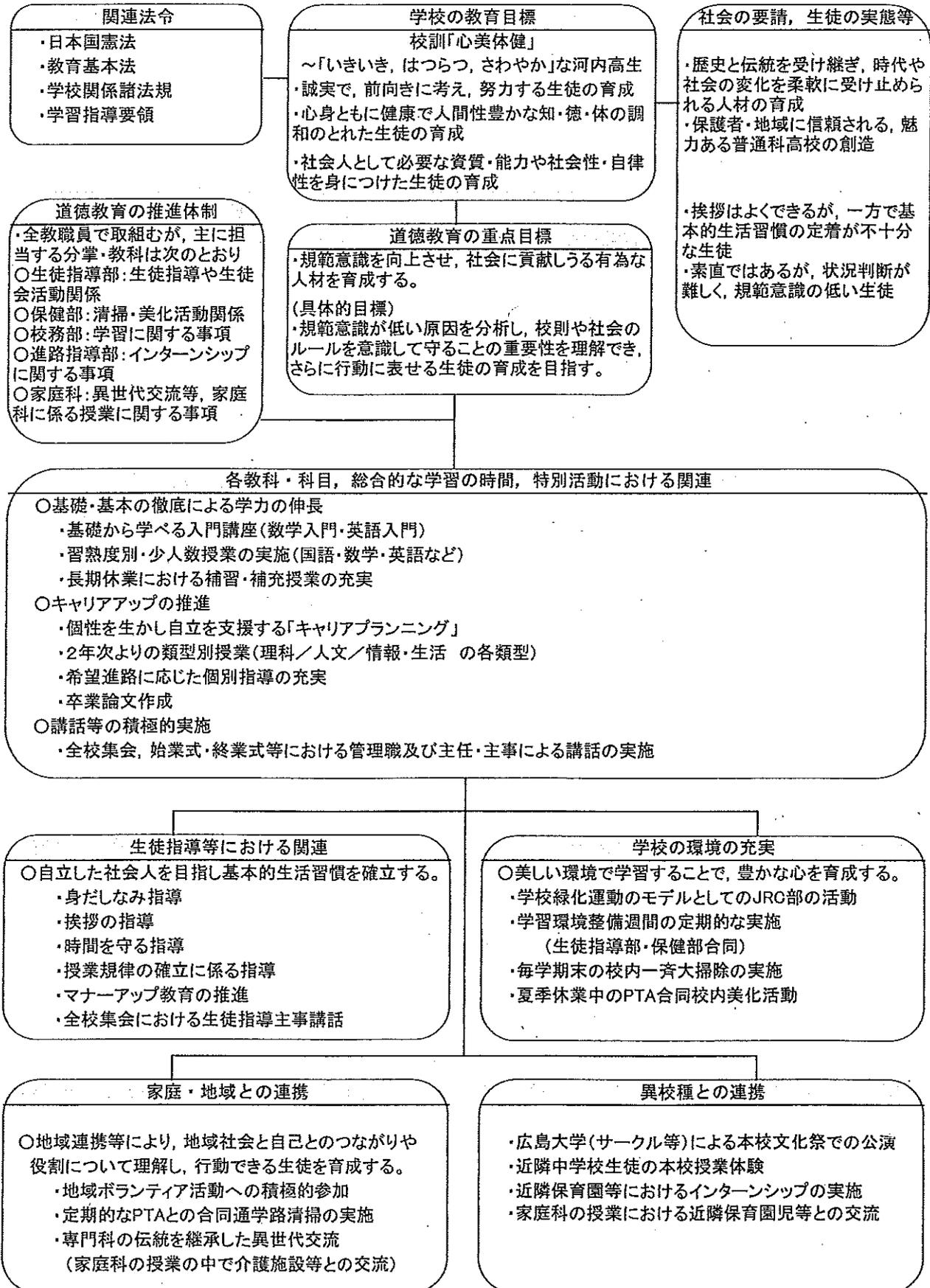
岩井良

ご清聴ありがとうございました



平成25年度 道徳教育の全体計画

校番50番 河内高等学校 全日制課程 本校



平成26年度 道徳教育全体計画

校番50番 河内高等学校 全日制課程 本校

教育関係法規
日本国憲法
教育基本法
学校関係諸法規
学習指導要領

各教科	
国語	国語を適切に表現し、伝え合う力を育てる。
地歴公民	人間としての在り方生き方についての自覚を育てる。
数学	事象を数学的に考察し表現する能力を育てる。
理科	科学的に探究する能力と態度を育てる。
保健体育	心身を鍛え、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。
芸術	感性を高め、豊かな情操を育てる。
外国語	英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。
家庭	男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。
情報	情報に関する科学的な見方や考え方を育てる。
商業	ビジネスの諸活動を主体的、合理的、かつ倫理観をもって行う能力を育てる。

校訓
心美・体健

学校の教育目標
時代や社会の変化を柔軟に受け止め、生徒の「生きる力」を育成するとともに、魅力ある教育活動を展開し、保護者・地域に信頼される学校とする。
〈育てたい生徒像〉 ○『いきいき』と夢や希望を語る生徒 ○『はつらつ』とチャレンジする生徒 ○『さわやか』に他人に接する生徒

道徳教育の重点目標
・自他を尊重し、相互に認め合い、高め合う態度を育てる ・生命を大切にし、美しいものに素直に感動できる心を育てる ・規範意識を高め、よりよい社会づくりをめざす態度を育てる

学年目標	
1学年	・基本的な生活習慣の定着を図る。 ・基礎学力の定着を図る。 ・進路意識を持たせる。
2学年	・基本的な生活習慣を確立する。 ・基礎学力の定着と向上を図る。 ・進路意識を明確にする。
3学年	・望ましい生活習慣を確立する。 ・基礎学力のさらなる向上を図る。 ・希望進路を実現させる。

総合的な学習の時間及び特別活動
・生きる力、学び方や考える力を身に付け、自分の在り方生き方を考えさせる。 ・体験活動を通し、自らを律しながら、他の人と協調し、思いやる心や感動する心をもたせる。 ・地域や郷土を知り、その発展を手助けできる社会人を育成する。

学校の環境の充実
美しい環境で学習することで豊かな心を育成する。 ・学校緑化運動のモデルとしてのJRC部の活動 ・学校環境整備週間の定期的な実施 ・毎学期末の校内一斉掃除の実施 ・PTA合同校内美化活動

校務部	・学習意欲を引き出すための工夫と実践を行う。 ・学校行事の立案を行う。
進路指導部	将来を見据え、主体的に自己の進路目標を決定させ、実現させる。
生徒指導部	・基本的な生活習慣を身に付けさせる。 ・自主・自律の精神を養い、自他を思いやる豊かな心と態度を育てる。 ・地域や家庭との連携を図りながら、相互の協力態勢を整える。 ・個性の伸張、集団の一員としての資質をはぐむ。
保健部	・健康的な生活を実践する態度を養う。 ・校内外環境美化活動を推進する。

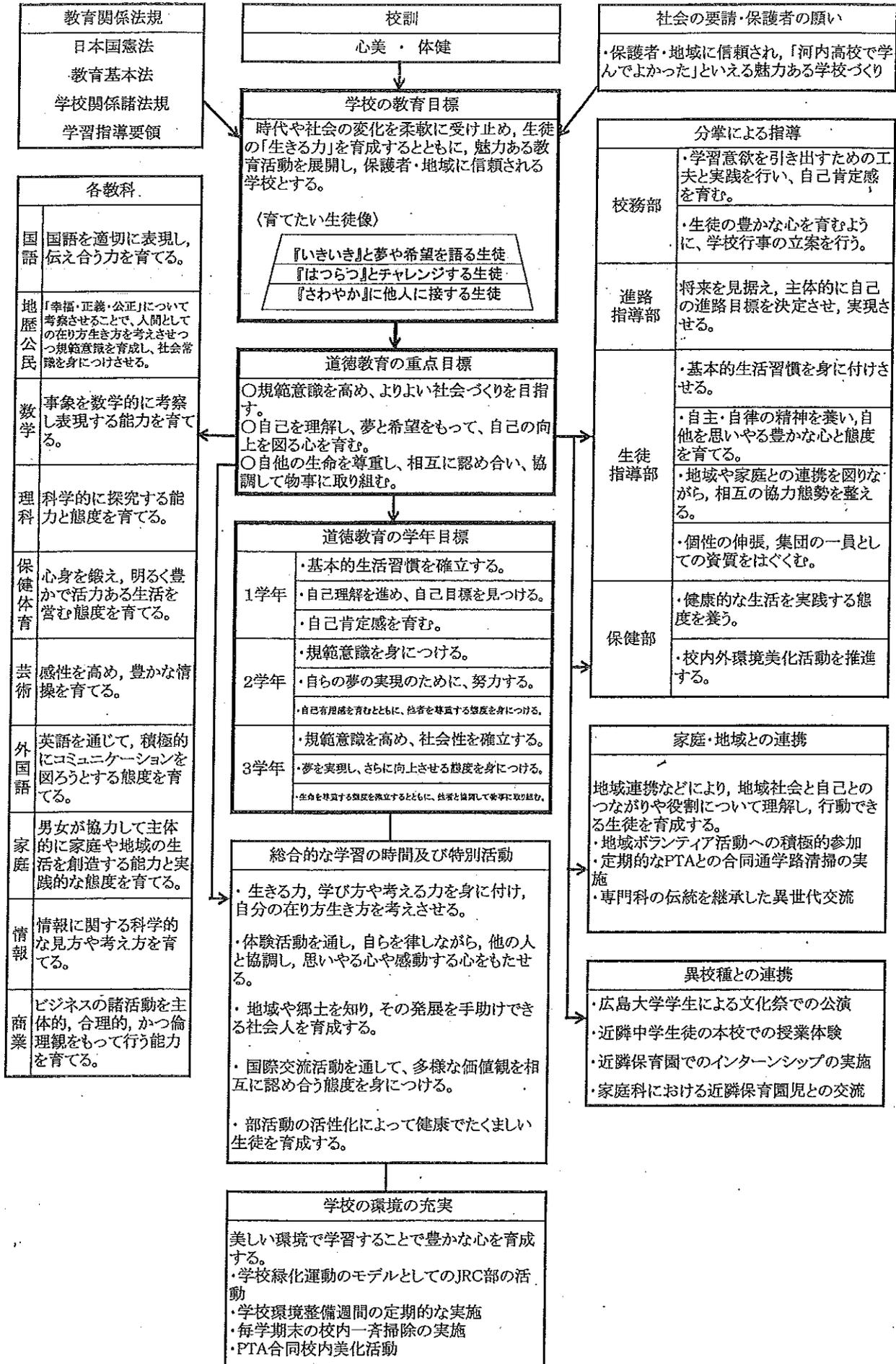
家庭・地域との連携
地域連携などにより、地域社会と自己とのつながりや役割について理解し、行動できる生徒を育成する。 ・地域ボランティア活動への積極的参加 ・定期的なPTAとの合同通学路清掃の実施 ・専門科の伝統を継承した異世代交流

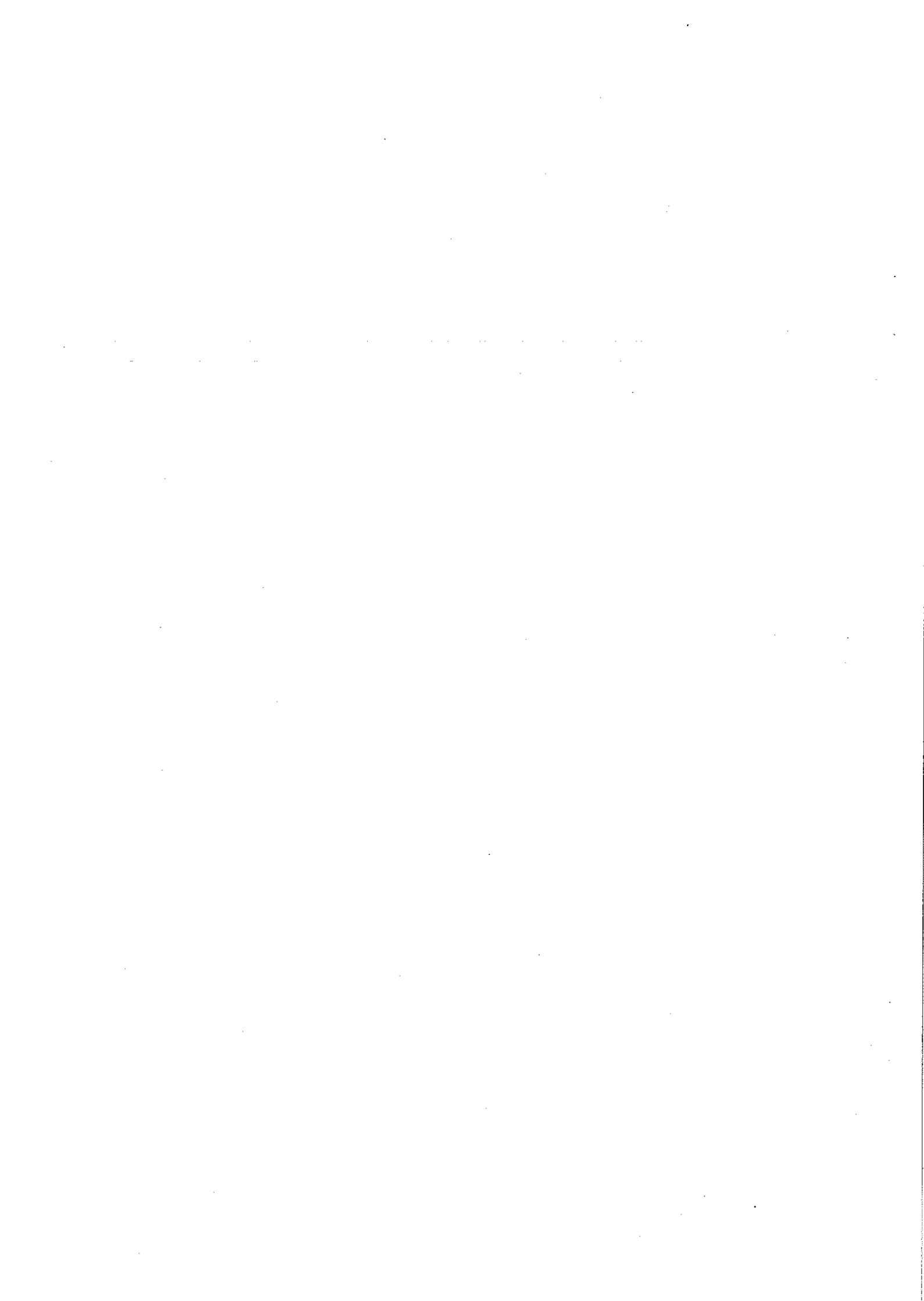
異校種との連携
・広島大学学生による文化祭での公演 ・近隣中学生徒の本校での授業体験 ・近隣保育園でのインターンシップの実施 ・家庭科における近隣保育園児との交流

社会の要請・保護者の願い
・保護者・地域に信頼され、「河内高校で学んでよかった」といえる魅力ある学校づくり

平成26年度 道徳教育全体計画改善案

校番50番 河内高等学校 全日制課程 本校





模擬授業及び協議

仏の銀蔵

昔々の話です。銀蔵という高利貸しがありました。銀蔵は、生活に苦しむ農民や職人たちに金を貸しては高い利子をつけてもつけていました。

毎日、銀蔵は借金をした人の家を回って、貸した金を取り立てていました。その取り立ては厳しく、借金の証文綴りを前にして、

「さあ、払え。今すぐ払え。」

と、小太りの体をゆすって大きな声を出すのです。そんな銀蔵を人々は恐れ、「鬼の銀蔵」と呼んでいました。

ある日のこと、銀蔵は、取り立ての途中、茶屋に寄り、店先の床几に腰を下ろし、抹茶をすすりながら好物の団子を食べていました。銀蔵は、時々懐に手を入れては取り立てた金の重みを確認して、ニタニタとしていました。その時、突然、一羽のカラスが、バタバタと舞い降りてきて銀蔵の団子の一つをひよいとつばみ、さーっと飛び去っていきました。



「あつ。」

銀蔵は慌てて手を伸ばしました。なんと、団子の皿の横に置いてあった証文の綴りがカラスの足に絡まり、あつという間にカラスと一緒に空に消えてしまったのです。

「あれがなくては、取り立てができない。」

銀蔵は、すぐに証文綴りを探して走り回りましたが見つかりませんでした。

その出来事はあつという間に人々に伝わりました。

数日後、銀蔵がいつものように貸した金の取り立てにまわると、

「さて、銀蔵さん、私はいくらお借りしましたかな。」

「銀蔵さん、この前お返ししたじゃありませんか。」

「いつもの証文を見せてください。」

などと、人々は言うのでした。あまりにも多くの人にお金を貸していたので、さすがの銀蔵もそれぞれいくら貸したのか、正確には覚えておりません。それに証文がなければ、借金の証拠がないから取り立てはできません。

「くそつ、カラスめ。」

銀蔵はカラスを憎み、証文綴りを必死になつて探すのでした。しかし、どこを探しても証文綴りは見つかりませんでした。カラスのおかげで、銀蔵の厳しい取り立てから逃れられるのですから、借金をした人々は、ほっとしました。

「カラス様々ですな。」

「あのカラス様は神様の使いだ。」

「カラス大権現様。」

と人々は、カラスをただき喜びました。

取り立てできなくなり、がつくりしている銀蔵のところに、不思議な手紙が届きました。

「証文綴りが欲しければ、十五日亥の刻に、金碧寺地藏堂の養錢箱に二十両入れ、地藏堂の鈴を鳴らすこと」と書いてあります。

銀蔵は、

「くそ二十両か、だが、証文綴りが戻ってくれば、まだ取り立てができる。借金をとほけたやつら、今に見ている。」

と、金貸しで貯めた二十両を養錢箱に入れることを決めました。証文綴りが戻らぬと思った銀蔵は、

「今日は証文はないが、今度証文を持って来るから、その時までに残りの借金をそろえておけ。びた一文まけないからな。」

と、人々にいつも以上に厳しい態度を取るようになりました。慌てたのは金を借りていた人々です。人々は証文綴りが銀蔵に戻らないよう折るのです。

銀蔵は手紙の通りに、二十両を養錢箱に入れ、鈴を鳴らしました。すると、上から紙切れが落ちてきて、その紙切れには「地藏堂の裏に証文綴りあり」と書いてありました。銀蔵はすぐに地藏堂の裏に走って行き、証文綴りを探しましたが、それらしきものは見あたりません。

「やられた。」

叫んだ銀蔵は、へたへたと座り込みました。はつと気が付いた銀蔵は、一目散に養錢箱にとびつき、二十両を取り出そうとしましたが、取り出すことはできませんでした。

すぐに銀蔵は寺の住職を呼び、二十両を返せと訴えました。住職が養錢箱を開けると、銀蔵が入れたと思われる二十両がありました。住職は、蔵かに言いました。

「確かに二十両入っています。でも、銀蔵さんが入れたという証拠がないので、返すわけにはいきません。

誰か銀蔵さんが入れたのを証言できますか。」

と銀蔵に尋ねました。もちろん、そんなものはいません。住職は、それなら銀蔵に金を返すわけにはいかない。養錢として、寺の普僧(建築工事)に使わせてもらおうと言いました。

「これは確かに俺の金だ。返せ、泥棒坊主。」

と銀蔵が言うと、

「俺を泥棒呼ばわりし、養錢を移し取ろうというのか。この罰あたりめが。」

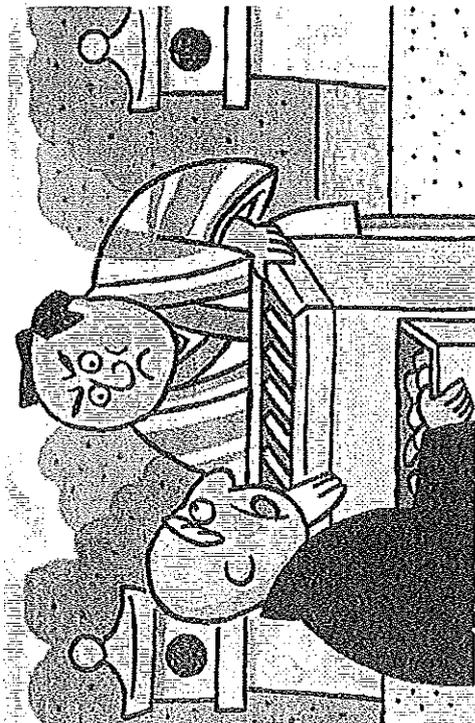
と住職は言い返しました。さすがに銀蔵は何も言えず、がつくりと肩を落とすのでした。このことが噂になると、人々は今度は、

「地藏様の罰があつたのだ。」

「さすがお地藏さん、南無地藏大菩薩。」

と話し始めました。

銀蔵は、金貸しで稼いだ二十両も失い、人に貸す金もなくなりました。威勢のいい銀蔵の声は聞こえなくなりました。銀蔵の生活は苦しくなり、とうとう銀蔵



は、食べるものを求めて農民たちの家をまわりはじめました。さすがに人々は哀れに思い、銀蔵に米や野菜を分けてやるようになりました。

しばらくしてからのことです。あれほど銀蔵を恐れ、憎んだ人々でしたが、不思議なことに、証文取りがないのに、

「このくらいの借金があった。」

「このくらいなら返せる。」

と、銀蔵に借りた金を返す者が現れてきました。銀蔵は、いくら証文取りを突き付けても借金を払わなかった人々が、一人また一人と借金を返し始めたことを不思議に思いました。銀蔵は、思い切つて尋ねました。

「証文もないのに、なぜ借金を払うんだ。」

すると、人々は、

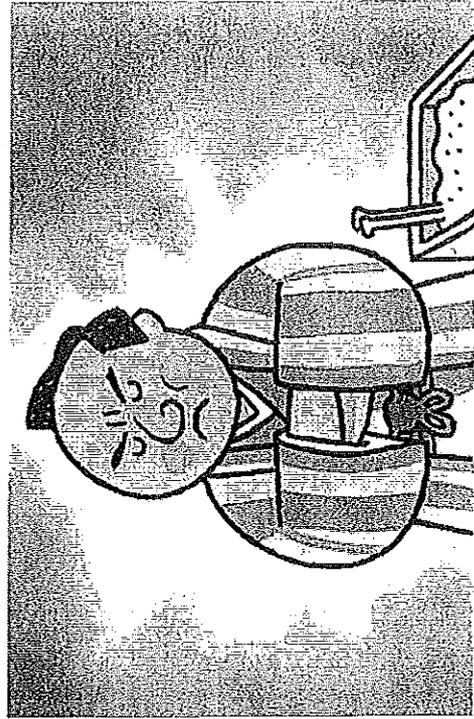
「貧しいが、盗人^{ぬすびと}にはなりたくねえ。」

「お天道様^{お天道様}が見てござる。」

と、答えるのです。

銀蔵は、それを聞いてはかんとしました。銀蔵は腕組みをしたまま考え続けました。

「そうか、お天道様か。」



と藤を打ちました。

その後、銀蔵は、手元に戻った金でほぼそと商いを始め、以前のような金貸しをすることはありませんでしたとき。

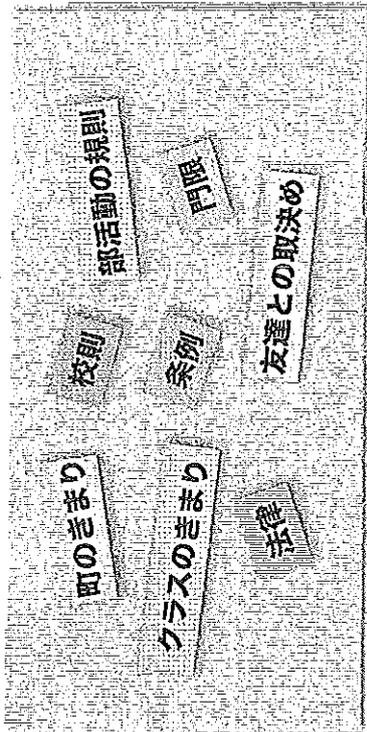
※注1 床几：数人掛けられる程度の楕長に作った簡単な腰掛け台。

※注2 亥の刻：午後十時頃。

4 社会に生きる 一員として

- (1) 法やきまりを守り社会で共に生きる
- (2) つながりを持ち住みよい社会に
- (3) 正義を重んじ公正・公平な社会を
- (4) 役割と責任を自覚し集団生活の向上を
- (5) 勤労や奉仕を通して社会に貢献する
- (6) 家族の一員としての自覚を
- (7) 学校や仲間に誇りをもつ
- (8) ふるさとの発展のために
- (9) 国を愛し、伝統の継承と文化の創造を
- (10) 日本人の自覚をもち世界に貢献する

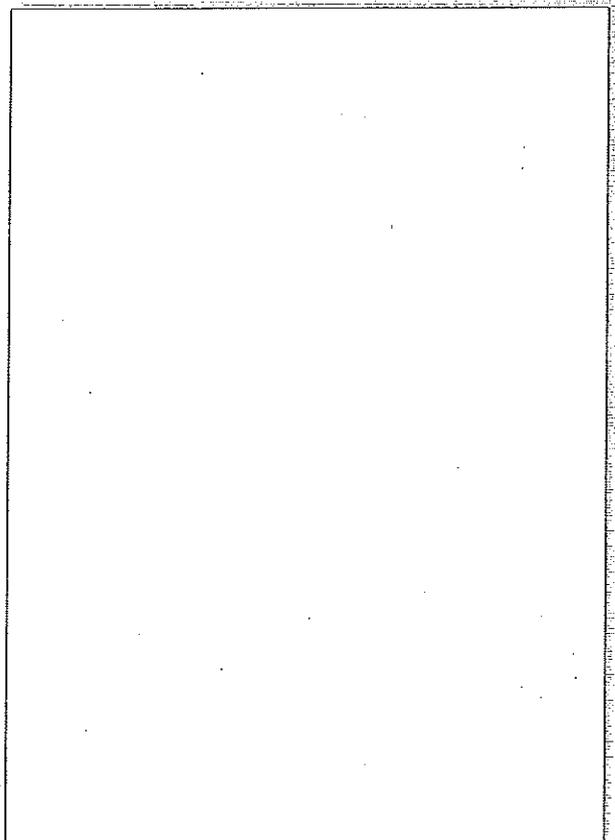
法やきまについて学んだこと



私たちの社会には、国で作られた法律、都道府県や市町村で作られた条例などがある。また、学校や学級のきまを守って、学校生活を送っている。

法やきまは守らなければいけないと分かっているけど、忘れてしまったり、どこか反発したくなったりすることはなかっただろうか。

◎ 法やきまについて学んだことや、生活のいろいろな場面で知ったこと、感じたこと、考えたことを書いてみよう。

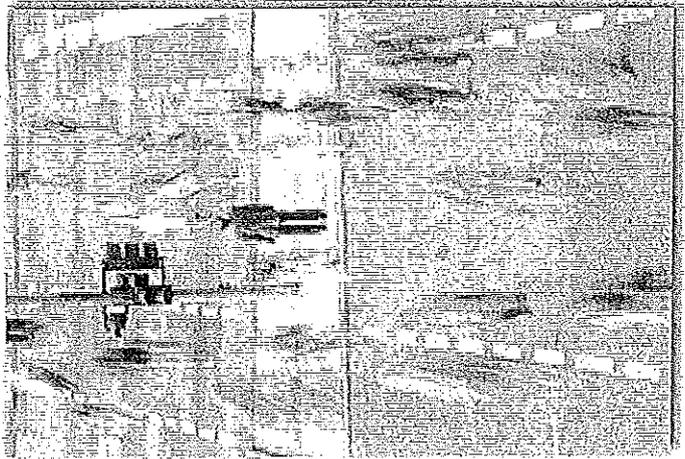


① 法やきまを守り社会で共に生きる

人間は誰にでも、自由に幸せを求めて生きる権利がある。
しかし、ときとして、
自分の権利と他人の権利とが対立することがある。

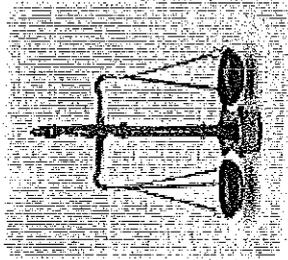
私たちの社会は、
一人一人の支え合いがなければ、成り立たない。
そのため一人一人の権利を保障するとともに、
それぞれが果たすべき義務を明らかにしたり、
対立を未然に防いだり、解決したりする方法として、
法やきまを生み出してきた。

法やきまの意義を理解した上で、
互いに権利を尊重し、
安全で安心して暮らせる社会を実現するために、
一人一人が果たすべき役割を考えていきたい。

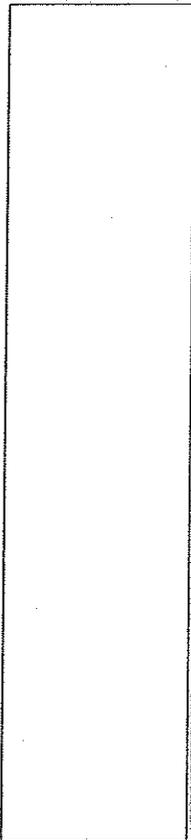


権利と義務って何だろう

法やきまは、
人々の権利を守り
みんなが社会を支え合うために、
義務として「しなければならぬ」ことや、
「してはならない」ことを定めている。

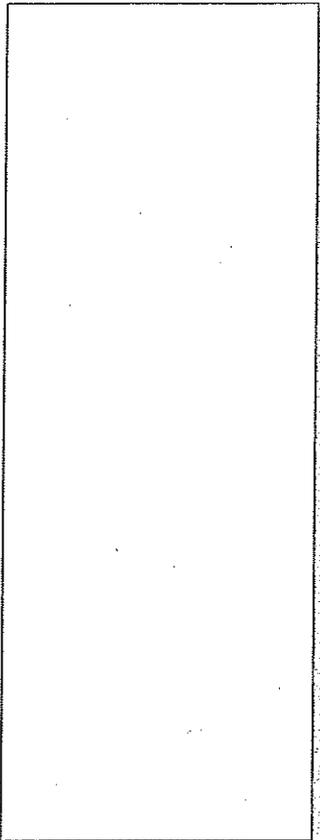


●一人一人が義務を果たさなかったり、自分の権利と他人の権利が衝突したとき、
きまがなかったりしたら、どのようなことが起こるだろうか。身近な法やきま
りを例に考えてみよう。



より良い社会を目指して

私たちの先人は、皆が快適に暮らせるための方法を話し合い、合意し、法やきま
して定めてきた。そして、それを守ると同時に、時代の変化に応じて、より良いもの
変えてきた。
法やきまは、私たち自身のものであるという自覚をもち、しっかりと守った上で、
より良いものに見直ししていくことも、私たちの大切な役割である。
●私たちの身の回りのきまについて、生活の変化に対応するために、見直しすべきもの
があるかどうかを話し合ってみよう。



社会の秩序と規律



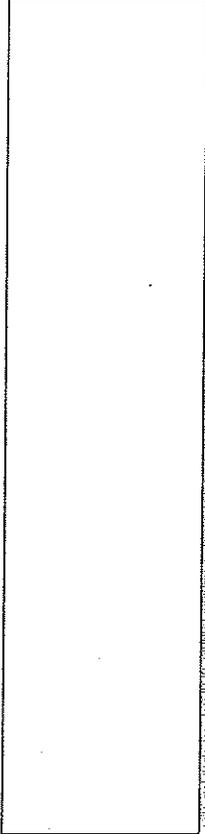
一つの楕円のボールをめぐって、
激しくぶつかり合うラグビー。
みる者はグラウンドで展開される
迫力と緊迫のゲームに興奮し、感動する。
激しくボールを奪い合った選手たちが
たつた一吹きホイッスルで攻防を解き、
さつと二手に分かれる。
ルールを守る姿と
互いを尊敬し合う精神がここにある。

ルールがなければラグビーは単なるボールの奪い合いとなり、
競技として成り立たないばかりか、
観戦している私たちに感動を与えることもないだろう。
ラグビーでも、バレーボールでも、
サッカーでも、野球でも、
これは、スポーツ競技全てに共通する。
競技の中で、ルールは誰もが守るものと定められ、
もしこれに反する行為があれば、罰せられる。



法やきまの意義

法やきまを破ったら、刑罰を受けるだけでなく、相手に対する償いをする責任を負う。
また、そのことで自分や周囲の人のそれまでの生活が失われることもある。
●法やきまを守ることは、その意義について、考えたり話し合ったりしたことを書いてみよう。



saying

この人のひと言

義務心をもっていない自由は本当の自由ではない。

夏目漱石

■なつめ そうせき (1867~1916)
小説家。「坊っちゃん」「それから」など。

法律の規定に触れさえしなければ、何をやっても可いという思想ほど、社会に迷惑をかけるものはない。

吉野作造

■よしの さくぞう (1878~1933)
民本主義を唱えた政治学者。

約束は必ず守りたい。
人間が約束を守らなくなると社会生活は出来なくなるからだ。

菊池寛

■きくち かん (1888~1948)
小説家。「父帰る」「隠書の彼方に」など。

◎ あなたの見付けた言葉、考えたこと。

message

メッセージ

サッカーの審判員は時に「カードを乱発し荒れた試合となった」と、あなたも主審がゲームを荒らしたような言われ方をされることもある。

しかしサッカー国際主審である西村雄一さんは言う。

「カードをもらうようなことをしてしまっただけだと選手が感じられるように接することができれば、選手はフットボールの心を出し、プレーに集中してくれるはずです。ワールドカップでも、リーグでも、三つの試合でも、カードに相当する行為は違わないので同じように対応する。そうすることで、その選手が、未来の大事な試合と同じような行為でカードをもらわなくなることになる。ですから、カードに相当する行為があったときは選手の年齢やカテゴリに関係なくちゃんとカードを提示することが選手のためにも大切です。」

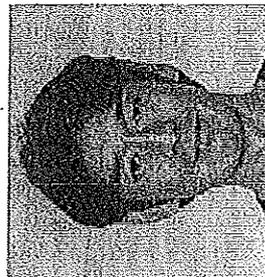
西村さんは2010年FIFAワールドカップ南アメリカ大会でブラジル対オランダという強豪国同士の戦いで主審を務め、さらに決勝戦では一方のときに主審の代役を務める第四審判に抜擢された。

スポーツは、しばしば社会の縮図として例えられることがある。守るべきルールがあり、それに反した行為は罰せられる。サッカーの主審は、違反行為かどうかを判断するが、罰則を与えるかどうかは判断していない。「サッカーのルール」が違反に基づいて罰則を設定していく。主審はそのルールを施行しているのである。

「選手が守るべきルールは同じなので、プロであろうと、少年少女のサッカーであろうと区別なく同じ対応をする。」

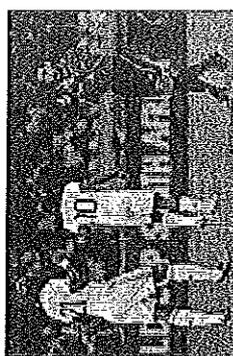
同時に西村さんは言う。

「その選手の人間性が悪いわけではありません。ただ、カードに相当する行為をしてしまっただけ。罰則を与えられるのはその行為であって、その人ではありません。」



西村雄一

ワールドカップでも、リーグでも、三つの試合でも、カードに相当する行為に違いはない。



ワールドカップで主審を務める西村さん

◎ 東京都出身。サッカーのアロワックスヨナルレブリー（PR）。国際主審。小学校からサッカーを始め、指導していた子供たちが審判の腕った判定により負けまい、悔しい思いをしている子供たちを見て「選手の夢をかかえたい」と審判員になることを決意。◎ 会社員をしながらアマチュアで審判活動を始め、1999年に「競審判員」として登録。2004年にFIFAワールドカップ（SR、PR）として登録。2004年にFIFAワールドカップ（SR、PR）として登録。2010年のワールドカップでは4試合の主審を務めた。

西村雄一（にしむらゆういち） 1972～

内容項目の指導の観点（小・中学校学習指導要領 解説 道徳編から）

●中学校学習指導要領（平成20年3月）

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること
(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

●中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）

全体的な理解	<p>社会があれば何らかのきまりがあり、法とはこの社会におけるきまりの一つである。この社会生活に秩序を与え、摩擦を最小限にするために、人間の知恵が生み出したものが法やきまりであることや、社会の秩序と規律を守ることによって、個人の自由が保障されるということを理解することは大切である。また、社会生活の秩序と規律を維持するためには、一人一人が他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、自らに課せられた義務を確実に果たそうとする態度を育成することが重要である。権利ばかりを主張して、義務を遂行しなければ社会は維持できない。</p>
発達的な観点	<p>中学生になると、社会の仕組みもある程度理解できるようになってくるし、社会の中での人間としての生き方についての自覚も深まってくるので、法やきまりについてその意義を一層理解することができるようになる。確かな義務感と潔い正義感を身に付け、日々力強く生活している生徒も少なくない。しかし一方では、法やきまりに従えばそれでよしと考えたり、法やきまりは自分たちを拘束するものとして反発したりする生徒もいないわけではない。更に、自分の権利は強く主張するものの、自分の果たさなければならない義務をなおざりにする生徒も見かける。</p>
指導の着眼点	<p>指導に当たっては、法やきまりは自分たちの生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すことが求められる。法やきまりについての意義を十分にわきまえた上で、社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲を育てる指導が重要である。また、権利と義務との関係を、「私」と「公」とのかかわりや、社会における自分の立場、自分の利害得失に固執せずに社会をよりよくしようとする気持ちなどから考えるように指導することが求められる。つまり、社会生活の中で守るべき正義として法やきまりを大事にする心が、日々の実践に結び付いたとき、秩序と規律のある社会が実現されるということを生徒に理解させる指導の工夫が必要である。</p>

■参考：小学校学習指導要領（平成20年3月）

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること	
第1学年及び第2学年	(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。
第3学年及び第4学年	(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
第5学年及び第6学年	(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

講演資料

高等学校における道徳教育の一層の充実に向けて

国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官
(併)文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 澤田 浩一

はじめに

「あなたが満足しているかについて、あなたの学校の多くの先生は関心があると思っていますか。肯定的に答えた生徒の割合は、どのくらいでしょうか。(2009年高校1年生)」

教育における「不易と流行」 芭蕉の俳諧論

「きのうの我に飽くべし。」松尾芭蕉 「脱皮できない蛇は滅びる。」ニーチェ
生きる力…確かな学力(知育)・豊かな心(徳育)・健やかな体(体育)

知なき徳は 体なき徳は
徳なき知は 徳なき体は

「人間は教育によってのみ人間となることができる。」カント 横山利弘先生
ユネスコ21世紀教育国際委員会報告書

「学習 秘められた宝」 ラ・フォンテーヌの寓話「農夫とその子供たち」
知ることを学ぶ なすことを学ぶ 人間として生きることを学ぶ 共に生きることを学ぶ
自分のなかにある「潜在的な能力」＝「秘められた宝」を掘り起こす

日本の高校生の自尊感情・自己有用感に改善がみられない

「自分自身への自信」を喪失し「閉じた個」となっている状態
自らの「よさ」を知らないがゆえに「自ら(自主・自立性)」「意欲的に(主体性)」「他
と共に(共同性)」行動できない。 「損在」感 新富康央先生

個性には「多様性」とともに「主体性」という側面がある。

個性は、多様性に生起する見た目などの表面的な自己表出の問題ではなく、チャレンジ、
トライなど、主体性に由来する内面的な自尊感情から生まれるもの。

個性重視(尊重)の教育とは、輝く自分に向かって一生懸命自らの主体性を発揮した、
その結果としての多様性(ユニークさ、他との違い)を認めようという教育。

存在の値踏みをし、条件付きで相手の存在を認めるということではいけない。

自立とは独立ではなく支え合い頼り合いである。 鷲田清一先生

「可も無く不可も無し。」「論語」

今、高等学校に求められることとは

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の設置(平成23年11月)

同 高大接続特別部会の設置(平成24年9月)

中教審初等中等教育分科会高等学校教育部会「課題の整理と検討の視点」(平成24年8月)

2. 高等学校教育の課題

「また、この時期の生徒は、家族や友人との人間関係をはじめ、自己の進路、将来の生き方などの青年期特有の問題に直面することになるため、こうした青年期の生徒が、自己をみつめながら自我を確立し、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、人間性を豊かに育むことができる教育の実施も必要になっている。」

3. 高等学校教育に期待されるもの

「後期中等教育段階は、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、自分は大人の社会でどのように生きるかという課題に出会い、進学や就職といったそれぞれの人生の岐路に立って、葛藤の中で将来を描いていく時期と言える。この間、生徒は、「思想的（哲学的・精神的・心理的）な自立」を果たして、自他を尊重しつつ、自らの「観」を自己形成できるようになるとともに、「社会的（政治的・経済的・生活的）な自立」を果たして、大人としての社会的な貢献を自覚し、信用される行動がとれるように修養を重ねていくことが本来的には期待されている。」

1 学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育

「高等学校学習指導要領解説総則編」第3章第1節教育課程編成の一般方針2 道徳教育

(1) 高等学校における道徳教育の考え方

ア 高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的ねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが心の教育であり、道徳教育である。

- ・道徳的実践と道徳的実践力 道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度
- ・「学力観」 「答えへの教育」から「問いへの教育」への転換
 - 「学んだ力」知識の量と理解の程度 「詰め込み型」の暗記中心の教育
 - 「学ぶ力」平成元年 「新しい学力観」
 - 「興味・関心・意欲」など学びのプロセスに必要な力
 - 「思考力、判断力、表現力」を鍛える授業実践の結果として「知識・理解」を得るという「授業のパラダイム転換」
 - 「問う力」平成10年 「生きる力の育成」「自分で課題を見つける」

- ・教師と生徒の信頼関係 共に考え、悩み、夢や感動を共有するという基本姿勢
- ・教育の前提 「愛と信頼の関係」
「信用」（相手の能力を信じること）vs「信頼」（相手の人間性に賭けること）
ハルトマン 人間関係の不思議は、

- ・道徳教育の評価 自己評価を生かす、共感的な理解、温かく見守り勇気付ける生徒の「命」を守るために いじめの未然防止に資する日々の取組として
- ・「高等学校学習指導要領」 第1章総則 第5款 5
(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

2 言語活動と人間としての在り方生き方に関する教育

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

高等学校段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。したがって、高等学校においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするととは限らず、同一の状況の下でも、いくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、総則第1款の4でも示しているよう、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切。

「対話」が大切

書き言葉は柔軟性に欠ける・記憶を破壊する・知識を活用する能力を失わせる
なぜ言語活動なのか 考える力・感じる力・想像する力・表す力

・これからの時代に求められる「国語力」とは？

考える力＝「論理的思考力，批判的思考力」

感じる力＝「情緒力」

想像する力（＝「自分の言葉で考える」『脳を創る読書』東大教授酒井邦嘉氏）
表す力

教育小景 『哲学リテラシーの必要性』 東北大学理事 野家啓一先生

「お前は学ぶことで利益を得たいのか」といって小銭を与えて追い返したユークリッド

「哲学とはく役に立つ（有用性）」とはどのようなことかを考える学問」

「哲学は既知の探究」 人々が自明と考えている価値や概念を，改めて根本に立ち返って問い直す営み（cf. 自然科学は「未知の探究」）

危機に際して必要なのは，細部にわたる科学的な「知識」よりも，大局を見据えて的確な判断を下す能力である哲学的「知恵」 問題を科学に限らず多角的な視点から解明し，筋道の立った議論を通じて人々を納得させ，一定の合意を形成する知的能力である「哲学的リテラシー」，専門家が自明の前提とする常識を問い質す「批判的判断力」

3 発達の段階ごとの特徴を踏まえた道徳教育

・学校段階における重点の明確化

・子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた徳育の推進

中核的な指導場面…公民科「現代社会」「倫理」，特別活動，総合的な学習の時間，
産業社会と人間

教育小景 『「教養」の意味』 前大阪大学総長 鷲田清一先生

教養の2つの観点 栄養と同じように身を養うために欠くことができないもの

「価値の遠近法」 何が大事で何が大事でないかを判断する基軸をそなえること。今

目の前に起こっていることがらを，絶対になくしてはならないもの・見失っては

いけないもの，あってもいいけどなくてもよいもの，端的になくてもよいもの，絶対

にあってはならないもの，の4つのカテゴリーに仕分けできること

「複眼」〈外〉を知っているということ，〈外〉からの別の視点をもっていること

古典の素養 歴史の豊かな知識 同時代の別の地域についての知識

「人は自分の身を置く小さな世界のほかに，測りがたい果てしない世界を必要としている。」ドストエフスキー

「井の中の蛙大海を知らず，されど天の高きを知る。」

「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」（報告）

平成21年9月3日

1. 徳育の意義・普遍性

「社会（その国、その時代）が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みである徳育は、どの時代、どの社会においても行われてきた普遍性あるものであり、社会

集団の中で生活する人間において不可欠である、共通のルールを守ることや他人を思いやるといった道徳性の継承を担っているものである。

新しいメディア技術の発達や体験活動の減少等の社会構造の変化による、子どもの生育環境の変化を十分に見据え、社会全体で子どもの徳育を推進することが必要である。

2. 子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた徳育の推進

子どもの徳育の充実に向けては、発達段階ごとの特徴を踏まえることが重要であり、①乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成 ②幼児期からの多様な体験を通じた社会性の涵養、人間関係能力の学習、言語能力の育成 ③幼児期から学童前期における「してよいこと、しなければならないこと、してはならないこと」についての充実した指導、「心に響く指導」の継続的な実施による、基本的な道徳心の醸成 ④学童前期からの社会や集団のマナー・ルールに関する継続的な指導、法や決まりの意義の理解など、規範意識の確立、市民性の涵養 ⑤学童前期からの、自己達成感、自己有用感の育成 ⑥青年期以降における人間としての生き方、在り方を踏まえ、自らの生き方をよく考え、人生を切り拓く力の育成 ⑦各発達段階における豊かな情操の涵養と、未来の主権者・社会形成に参加する一員という、自立した大人を目指す教育 といった観点を踏まえた重点的な取組が期待される。

(4) 青年中期（高等学校）

- 親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期である。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期である。
- 現在、我が国では、この時期が、こうした大人社会の直前の準備時期であるにもかかわらず、自らの将来を真剣に考えることを放棄したり、目の前の楽しさだけを追い求める刹那主義的な傾向の若者が増加している。さらには、特定の仲間の集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人に対しては無関心となり、さらには、社会や公共に対する意識・関心の低下といった指摘がある。
- これらを踏まえて、青年中期の子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。
 - ・ 人間としての在り方生き方を踏まえ、自らの個性・適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定
 - ・ 他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえること
 - ・ 社会の一員としての自覚を持った行動

4 実践事例

- (1) 千葉県立大多喜高等学校『中等教育資料平成26年2月号』実践研究
- (2) 山梨県立韮崎工業高等学校『中等教育資料平成20年11月号』実践研究
- (3) 秋田県立雄勝高等学校『中等教育資料平成22年3月号』実践研究
- (4) 広島県立三次高等学校『中等教育資料平成22年6月号』さわやかアングル
- (5) 山梨県立日川高等学校『中等教育資料平成23年2月号』実践研究
- (6) 熊本県立湧心館高等学校
- (7) 広島県立尾道北高等学校
- (8) 岐阜県立恵那南高等学校『中等教育資料平成24年2月号』実践研究

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の(1)）。

次に特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることと、その一層の充実を図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要（学習指導要領第5章特別活動第3の1の(4)）。

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1の(5)）を示している。また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第2款の5）を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

国語科 国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で

道徳教育を進めていく基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

地理歴史科 我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

数学科 生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

理科 自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資するものである。

保健体育科 運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

芸術科 芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

外国語科 外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

家庭科 生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させ、主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

情報科 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

おわりに

教育小景『ほほえみと拍手が絆をつくる』横山利弘先生
『中等教育資料 平成25年3月号』

震災と道徳教育

出会いは人生からの贈り物

出会いは

教育基本法（教育の目的・目標）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

高等学校学習指導要領 第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

